記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
佐賀県多久市東多久町大字別府2191番24 公衆用道路 23㎡	多久市 佐賀県多久市北多久町大字小侍７番１	
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬字二本松3233番２ 原野　146㎡	氏名不詳 住所不詳	
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬字二本松3293番３ 山林　1,010㎡	氏名不詳 住所不詳	
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬字二本松3240番２ 山林　269㎡	氏名不詳 住所不詳	
熊本県球磨郡相良村大字川辺字立目坂3874番 山林　500㎡	鳥飼　　礼 熊本県人吉市北泉田町	
熊本県球磨郡相良村大字川辺字樫木谷6615番 原野　1,243㎡	有瀬　總一 熊本県人吉市新町	
熊本県水俣市長野字龍平854番75 山林　4,365㎡	小山兵三郎 熊本県葦北郡水俣町大字長野641	
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字上杉田1756番１ 山林　3,434㎡	下城　秀喜 熊本県阿蘇郡南小国村大字赤馬場1193	
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字上杉田1756番２ 山林　956㎡		
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字本馬場3138番 山林　192㎡	石橋　兼光 熊本県阿蘇郡南小国村大字赤馬場3963	
大分県宇佐市大字西大堀字立出14番２ 原野　551㎡	豊岡　道義 大分県宇佐郡和間村大字西大堀757番地	公共利用計画あり
大分県宇佐市大字西大堀字立出12番２ 原野　207㎡	豊田　吟次 大分県宇佐郡和間村大字西大堀637番地	
	吉井　角平 大分県宇佐郡和間村大字西大堀619番２	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字宮ノ原210番14 原野　181㎡	阿萬　　繁 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字宮ノ原210番50 公衆用道路 43㎡		
宮崎県日向市大字日知屋字西ノ原5468番４ 山林　71㎡	黒木　甚藏 住所不詳	
宮崎県日向市大字日知屋字西ノ原5468番５ 山林　９㎡		現況：日向市所管道路

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７５号

奈良市東向北町27番地　コーポひろおか405号

債務者　石神　和也（旧姓坂田）

1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５号

福島県安達郡大玉村玉井字入海79番地２

債務者　菊地　大介

1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊坂奈緒美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号

大阪府泉大津市助松町３丁目１番１―107号、前住所堺市堺区大浜中町２丁３番10号

債務者　阪口　俊也

1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号

大阪府貝塚市半田269番地24

債務者　後藤鈑金工業こと　後藤　武彦

1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２５５号

大阪市阿倍野区桃ヶ池町２丁目４番５―507号

債務者　須嵜　　周

1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀木　由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７８号

大阪市淀川区加島２丁目９番６号

債務者　古澤　英二

1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八十　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９号

宮崎県延岡市北川町長井5561番地１、前住所京都市上京区椹木町通油小路東入東魚屋町352番地　コータース小森107号

債務者　工藤奈智代

1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１２７２号

大阪府東大阪市出雲井本町５番９号

債務者　ローソン100吉田駅前店こと　大津賀　寿

1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３号

大阪府河内長野市南花台３丁目２番６―402号

債務者　Ａ．Ｉ．ラボこと　阿南　敏宏

1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号

堺市堺区旭ヶ丘北町１丁４番14号　吉田方

債務者　阪口　智美

1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係